

監事監査規程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人メタノイア（以下「本法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかは本規程による。

（基本理念）

第2条 監事は、本法人の機関として、理事及び職員との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職責）

第3条 監事は、理事の職務の執行又は事務局職員の業務の遂行を監査する。

（理事及び職員の協力義務）

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及び本規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

（監査の実施）

第5条 監事は、定款に規定する業務監査及び会計監査について、次に掲げる事項により監査を行うものとする。

- (1) 起案書その他の重要な文書
- (2) 重要又は特殊な取引又は契約、債権の保全又は回収及び債務の負担
- (3) 本法人の理事と本法人との取引で、利益が相反する若しくは利益が相反するおそれのあるもの
- (4) 財産の状況
- (5) 財務諸表等
- (6) その他法令、定款又は本法人の規程に定める事項

（会議への出席）

第6条 監事は、理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。

2. 監事は、理事会又は総会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3. 監事は、理事会及び総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

（総会への報告）

第7条 監事は、監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告しな

ければならない。

2. 監事は、前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集するものとする。

3. 監事は、理事に対し、この法人の適正かつ合理的な運営のため、業務の執行の状況又は財産の状況について、意見を述べることができる。

（監査報告）

第8条 監事は、監査結果をまとめ、監査報告を作成する。監事が複数いる場合において監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2. 前項の監査報告には、作成年月日を付し、記名押印をするものとし、監事が複数いる場合には監事全員が記名押印するものとする。

3. 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

（改廃）

第4条 本規程の改廃は、監事の意見を聞いた上で理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行）

第1条 本規程は2025年2月17日から施行する。